

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 令和5年12月4日(月) 開会 9時30分
閉会 12時1分
2. 場所 第一委員会室
3. 付議事件
- ①二宮町地域集会施設条例の制定について(議案第64号)
 - ②二宮町印鑑条例の一部を改正する条例(町長提出議案第65号)
 - ③二宮町税条例の一部を改正する条例(町長提出議案第66号)
 - ④二宮町児童遊園地条例の一部を改正する条例(町長提出議案第68号)
 - ⑤二宮町火災予防条例の一部を改正する条例(町長提出議案第70号)
4. 出席者 小笠原委員長、渡辺副委員長、羽根委員、小林委員、浜井委員、善波委員、大沼委員、根岸議長
- 執行者側
- ①町長、副町長、政策部長、財務課長、財産管理班長
 - ②町長、副町長、総務部長、戸籍税務課長、戸籍住民班長
 - ③町長、副町長、総務部長、戸籍税務課長、課税班長
 - ④町長、副町長、都市部長、都市整備課長、公園緑地班長
 - ⑤町長、副町長、消防長、消防課長、予防班長
- 傍聴議員 6名
一般傍聴者 0名
5. 経過

①二宮町地域集会施設条例の制定について(町長提出議案第64号)

委員長 ただいまより総務建設経済常任委員会を開会する。初日の本会議で付託された案件について審査する。二宮町地域集会施設条例の制定について、町長提出議案第64号を議題とする。執行者からの補足説明はない。

<質疑>

委員長 これより質疑を行う。

大沼 まず1点である。2ページのところだが、使用の制限というところ。過去の歴史の中では許可権者というか、その部分に町長はという言葉が入っていたと思う。これがなくなっているという理由をお聞きしたい。それと第3条の(5)番のところの、使用が不相当と認められるときというところ、以前議員がこの施設を借りたいということで話をした時に、町内会長さんか地区長さんか分からないが、使わせられないというような判断があったということだった。結果的には話をして使えるようになったということを知った。この使用が不相当というのは、どのようなことが該

当するののかということをお聞きしたいと思う。それから町の方で、この地域集会施設をある程度一本化して、名称とかも統合していきたいというお話を聞いているところであるが、その辺りのところはこれからの予定とかどのようにしているのかを、お聞きしたいと思う。

財産管理班班長

まず町長はという言葉が入っていないところだが、従来の条例だと条例の下に施行規則があり、その中で使用の承認、不承認、そういったところを町長が判断して、承認するしないを決定するというところが設けられていた。実際にはこれらの下に運営要綱を定めており、この使用の承認不承認といったところも含めて、現在地区長に委任しているというのが実態である。今回その実態と条例上の整備を整合させるために上程したので、これもこの後管理要綱を制定して、使用の承認不承認は地区長に委任するということを考えている。従ってこちらでは町長という文言は入れていない。次に順番が前後してしまうが、名称の統一の考え方である。こちらについては町としては今後統一化を図っていきたいと考えており、令和5年10月の地区長全体会の中で、地区長の皆様の方にもこのお話はしている。それから最後の使用が不相当と認めるのは、どんな場合かといったご質問だが、前各号に掲げる場合の他となっているので、ケースバイケースになってくるかとは思いますが、例えば営利目的での使用とか、そういった部分については判断していく必要があるかと考えている。

大沼

名称変更の関係で、10月に地区長にはお話したということだが、いつ統合とかしていく予定があるのかと、具体的にこういうふうにしていくということが、計画的に進められるというものになっているはずなので、その時期をしっかりとお伝えいただきたい。運営要綱で地区長に委任していくということだが、地区長の考え方とかも様々というところもあるので、そのあたり町からこういうことについてレクチャーというか、お話がされていくのか、いるのかというところを確認したいと思う。それと使用が不相当と認められる時ということで、ケースバイケース、営利を目的とするものは駄目ですよというようなお話だったが、この辺りのところは地区長の方にお話していく中のこともあるが、この前提としては地方自治法の244条の第1項の中で定められている公の施設の利用方法というところがあると思う。この辺りのところをきちんと理解をされた上で、このような手続きとかお話をされていくのかどうか、そのあたりも確認したいと思う。

財務課長

まず1点目の名称の変更の時期だが、7月の全員協議会でもスケジュールをお示ししている。令和6年度末までに名称変更するというところで、現在地区長会議、10月の会議においては、各施設の名称で今は老人憩の家とか児童館とかあるが、それを会館とするということで、検討を進めてほしいということ、現在地区長にお願いをしている。百合が丘みたいに1丁目2丁目と別れていれば、比較的名称統一はすぐにはできるが、下町みたいなどは1丁目2丁目がないので、下町北にするのか南にするのか、地区によっては例えば下浜会館にしようとか、その地区の中で現状を考えていただいているところ、その辺を協議させ

ていただいているところである。地区長の考え方がバラバラというお話だが、2点目の公の施設というところに関わってきて、議員さんの言われる通りあくまで公の施設、公共施設なので、基本的には自治法に則った形で運営を依頼していく形になる。ただ地区によって管理体制は様々な事情があると思う。使用が不相当と認められる時というのは営利という話もあったが、そこだけではなくていろいろな想定外のことというのが、様々出てくると考えている。例えば圧力的に暴力的ではないが、のぼり旗を持って何かするといった場合に、町として地域としてそれは不相当と認めた場合については、使用を止めるという形にもなることあるかと思う。そういったこともいろいろなケースをふまえて町民センターとか、ラディアンもこういう文言を入れさせていただいているので、そういった場合に活用するという考えである。あくまで公共施設だということについては、地区長さんの方に地区長連絡協議会の方でしっかりと周知していきたいと考えている。

大沼

令和6年までに名称の統一をしていきたいというお話だが、それぞれ施設によっては、今の施設、集会所の表示みたいなものが変わってくるのだろうと思う。例えば銅板等で作って、建物の方にくっ付いているようなものとか、あとは木の札で掛けてあるようなところもあると思うが、それも更新されて、表示が町の方の認識とその建物についている表示が一致するように、きちんと整備をしていただけるのか。使用が不相当と認められる場合というところで、例えばのぼり旗というような1つの定義があったが、例えば反社会的な行為ということで、何か社会的に不穏を煽るような活動の中ののぼり旗というような認識と、住民の方が意志の表明として、こういうことに反対したいとかということでされる民意での活動とか、もしくは普通に開催されるイベントの広告とか宣伝のために、のぼり旗を設置するというか持ってくるということも様々あると思う。その中で余りにも過敏に集会施設、公の施設を制限するようなことになってくると、これは人権の圧迫というものにも繋がってくるという要素があるので、しっかりとやっていけるのかどうか、その辺りのことも確認したいと思う。

財産管理班班長

表示板の変更の関係をまず答えさせていただく。各集会施設の建物は町の所有になっているので、町の方で掛け替え等を行って参りたいと考えている。百合が丘の2丁目老人憩の家、今度この条例で2丁目会館になるが、これは現在掛け替えを予定している。それ以外も耐震改修工事等の工事の中でみられないかとか、修繕なのかとかそういったところも含めて検討していく。

財務課長

のぼり旗の件ということで、これは個別のケースになろうかと思う。のぼり旗全部が駄目だと言っているつもりは全然なくて、例えば集会において、賛成派の住民の方と反対派の住民の方が半分半分いる時に、両方がのぼり旗を持って対立するようなことになっては、集会の場が荒れてしまう。目的に沿ったことができないといった場合は、制限をかけるといったようなケースバイケースの対応ということは考えている。基本的には地域の集会施設なので、その地域のご判断等も含めながら

検討していく形になろうかと思う。

浜井

大分話がかぶっているので確認だけさせてほしい。今回この施設条例を制定するにあたって廃止される、今までの3つの条例があろうかと思うが、移行するにあたって以前あった内容の条文が今回新しくするにあたってなくなったり、省略したりとか何かそういう変更点があったら、教えてほしい。それと表現が変わるような、文言があるのか教えてほしい。

財務課長

児童館条例、老人憩の家条例、公会堂条例である。現在3本の条例で運営している。主な変更点としては設置名称のところである。例えば児童館条例だと、「児童に健全な遊びの場を与え、その情操を豊かにする」ということが第一義的に出てくる。老人憩の家条例については「老人に憩の場を与え、もって教養の向上をはかり、健康と福祉の増進に寄与し」というところが最初に出てくる。公会堂については、単純に「公会堂を設置し、その名称位置は次のとおりとする」というだけの条文になっている。この辺の趣旨が現状の運用と異なっていることから、新条例では「地域住民の連帯感の醸成及び地域文化活動の推進を図るため、町民が自主的に活動する拠点として、地域集会施設を設置する。」ということで、まずここは統一化を図った。現状の運営に合わせているというところである。変更点としては児童館条例と老人憩の家条例については、使用の承認、不承認、使用の制限という条文が設けられていた。公会堂条例は一切ない。そういった中で現状の運営に合わせるために、児童館条例と老人憩の家条例からは、その部分の規定は削除している。さらに使用の制限の部分についても児童館条例、老人憩の家は一文しかなかったが他の公共施設、町民センター、ラディアンと同様な使用の制限を今回設けさせていただいているというところである。それから損害の賠償という規定を新たに設けさせていただいている。

浜井

最後の損害賠償というようなお話、第4条というところで、先ほど使用の制限等に関しては、地区長に判断を委ねるというような考えだということだったが、損害の賠償等に関してもそれは町長云々という町の関連を判断するような文言はないが、これも地区長が判断するという考えでよろしいか。

財務課長

使用の制限及び損害の賠償について、町長はという言葉は抜いてはいるが、基本的に町の条例なのであくまで町ということは入ってくる。ここであえて抜いたのは地域が主体の地域集会施設なので、町だけではなく地域の方においても、地域の備品が壊されるということ等も考えられるので、ここは町と地域が連携をとって状況を把握させていただいて、町のものであれば当然のことながら町の方で、この規定に則る形にもなろうと思うし、地域の方でこういうことが起きたということであれば、町に報告をさせていただいて条例に則って対応していくという形になろうかと思う。

政策部長

先ほどの大沼議員の質問にも通じるが、今回実態に合わせた条例制定ということを見せていただいているが、実際には今も地区長さんと連絡を取りながら、例えば使用が不適當な時というものもあったが、地区長に委任しているからといって地区長がいたずらに、不適當だと使用を断るとかそういうことではなくて、こういう利用があるがどうだろうということ、財務課と相談をしながら許可してよいのかとか、そういう話は常にさせていただいているので、この損害の賠償も含めて地域とよく連携をとり合いながら、進めていきたいと思う。

浜井

責任というか判断をするという部分で、地区長さんに負担をかけるようなことにならないように今部長も言われたが、連携は取っていただきたいという確認をさせていただいたので、よろしく願います。

羽根

地区長の方々は、この事情というか経緯とかよくご存知かと思うが、そういうことに関わらない町民の方々が、何で名前が変わるのか聞かれた時に、適切な説明というのは、どういう説明をするのが一番理解を得られるか。そこをもう一度根拠も含めて願います。

財産管理班班長

まず説明の為の根拠だが、これは条例の趣旨の部分が一番分かるかと思うが、今児童館、老人憩の家は、先ほど財務課長が説明申し上げた通り、老人に憩の場を与える、或いは児童の健全な遊びの場を与え情操を豊かにする、そういった目的の下で設置されていたが、実際には地域の皆さんが交流する、集会施設として使われているという実態があるので、それに合わせて名称も児童とか老人ではなくて、皆さんの物ということで、地域集会施設、会館というような形で開設させていただいているというのが、一番分かりやすい説明になるかと思う。周知の方法だが、まずこの条例の中で、百合が丘老人憩の家が百合が丘2丁目会館と変わる。これは施設のリニューアルということで、現在広報誌での掲載を考えている。それ以外のものについては、やはり地区のご意向が最優先かと思っているので、名称の統一の検討と併せて、協議会の中で話していく内容になるかと考えている。

羽根

名前が変わることで、例えば修繕が必要になった時とか建て替えが必要になった時とか、そういうことが生じた時に補助金のメニューとか、利用料の違いとか、何かそういうものが出てくるのか。福社会館みたいな名前のものであるというのは町のものだと思うが、この名称変更によって補助金などが何か変更あるのかどうかだけ教えてほしい。

財務課長

単純に名称を変更するだけなので何ら変更はない。ただ全協でもお話をさせていただいた通り、地区への交付金が今バラバラになっているというお話を議会からもいただいているところである。その辺の統一というものについても名称変更と一緒に地区長さんと今検討を始めているので、その辺の変更は今後あり得るところである。

善波

個別の問題になるかもしれないが私どもの地域は非常に複雑で、山西コミセンがあり、茶屋の老人憩の家、茶屋の児童館も持っているが、

この辺は将来どのような形にしていくのか。そこを教えてください。

財産管理班班長

公共施設再配置計画に基づいて1地区1施設は、町の直営で残すという想定で考えている。

財務課長

現在老人憩の家の方の土地の部分が複数の地権者がいるということで、現在も調査中で来年度具体的に地主さんに当たっていく計画である。今班長が言った通り、茶屋地区については防災コミセンと茶屋老人憩の家、多分皆さんは茶屋会館と言っていると思うが、老人憩の家と防災コミセンを1つにして、エクレールのところにある児童館については、地域に移譲するかどうするかを検討していくということである。地区からはその部分は1つで構わないという話はいただいている。

善波

今のお話だと老人憩の家の方は地区会館として、コミセンと統一していく。統合していくような話は聞いているが、児童館については地域では廃止という噂が流れている。廃止するならするでもよいが、廃止した後はどうなるのかというような話が出ているので、その辺を地区長には説明はしていると思うが、地域住民というのはその辺の詳細までは分かっていないので、周知するような方法を今後とっていくのかどうかその辺を確認したい。

財務課長

周知については今後1つにしていくという流れがない。そこだけ先行して廃止するというのは地域の理解は得られないと思うので、やはりニューアルをして、それから廃止をしていくという流れになってくると思う。現段階で土地の方が難航している状況なので、その辺が見えてきた時点でどうしていくのかということ、検討していきたいと考えている。

善波

令和6年までにはきちんとしたいということなので、地区長もいろいろ、本当に親身になって地区のためにやってくれる地区長と、仕方なしに順番で地区長になってしまって、その時だけのことで後は分からないという地区長もいるので、その辺は町が主導権を持って、地域住民も納得するような方法で進めていただきたい。その辺についてのお考えはお持ちか。

財務課長

もちろん地域の方が納得していただけないと、町としてはなかなか進められないことなので、やはり地域としっかりと連携をして協議を重ねて進めて、1地区1施設ということに向けて進めていければと考えている。

渡辺

それぞれの施設が整備される前提として、補助金の問題とかがあったと思う。その時のメニューで。そういった補助金の縛り、そういった経緯についてはもう全てクリアになっていると理解してよろしいか。それから名称の統一についてだが、会館ということで地区長の皆さんの了解は得られているという、そういう受けとめをしたが、本当に会館というのが一番よいのかどうか、将来他に正式な名称を今後検討していくのか。それについてもお伺いしたい。それから一番気になったのは、地域集

会施設ということで、地域での使用を目的に挙げられているが、地域外の方の使用、そういうところに対してはこの文言からすると逆に地域外の方は利用しづらいように感じる。その辺について、どういうふうにしていくのか。あと施行規則について、今後統一的に作られていくと思うが、使用制限等について地区長によって解釈が変わるということになると、地区長さんも負担だし、利用者も混乱することが心配である。そういったところをどういう形で施行規則を定めていくのか、その点について確認をしたいと思う。

財産管理班班長

補助金に関しては、全てクリアになっていることは確認している。名称の問題だが、先ほど申し上げた10月の全体会で、町としては会館でいきたいと、まず地区長に話をした。ただまだ地区の中でも議論してもらっている段階なので、今後また来年度地区長連絡協議会の中で、会館でよいのかどうかとか、そういったところも含めて話をしていくことになるかと思う。3番目地区外の方の利用だが、これは町としてはあくまで公共施設なので、現状と同じく利用できるものとする。施行規則だが、今のところ予定としては施行規則ではなくて、管理運営要綱を統合する形で定めることを検討している。

渡辺

名称だがいずれ正式に変えるとなると、今度また条例の上で名称を統一していくのですね。会館というのは非常に便利な言葉かと思うが、コンセプトというかそういうものを表しきっていないような気がする。例えば地域センターとか、ふれあいプラザとか、いろいろアイデアはあるようだが、その辺について地区長協議会より、もう少し範囲を広げてアイデアを募られるということについては検討されているか。それから、地域集会施設に関してはこれまで通りに地域外の方でも使えるという、そういうことで確認をさせていただいた。管理運営規則の方だが、これは解釈の余地がないようにぜひお願いしたいが、その辺については誰が読んでも迷わないという、そういうものを目指していただけるということによろしいか。

財務課長

会館という名称だが、町から提案しているのは先ほど言ったように、上町会館であったり梅沢会館であったり、町の中でも老人憩の家となっているが、実際は茶屋会館と多分地域の皆さんが言っていたりするのが現状である。会館というのは一部の地区だが馴染んでいるので、他市町の事例も調べたが地域集会施設なので自治会館と言っているなど、会館というのがかなり多いところで使われている。町としても10月の地区長連絡協議会で、会館に限定しないという話も役員会等でもさせていただいていたが、そうすると地区長さんとしてもかえって負担になってしまうので、町として会館でいくのであれば、会館ということ強く言って欲しいという話はいただいている。もちろん会館でよいかどうかというのは、地区の中でよく協議して下さいという話はさせていただいているので、変更する可能性はあると思うが、現状の地区長連絡協議会の中では、会館で進めていく方向性かというところを感じている。それから解釈の余地というところだが、先ほど営利の話もさせていただいているが、あくまで公共施設ということが大前提になってくる

と思う。営利が駄目と言っているわけでも別にない。地域の方で認めるものについては全然問題はない。例えば規則で定めている開館時間が9時から何時までと児童館等では定まってしまうているが、実際は地域の事情で夜まで遅くまでやることだってあるだろうし、朝早くから活動することだってあると思うので、その辺の統一というのは難しいところなので、地区長さんにはあくまで自治法に則った公の施設というところの範囲内で、進めて欲しいということはしっかり周知していきたいと考えている。

委員長

私も質問させていただきたいので議事進行については、副委員長をお願いします。今までのやりとりの中で大体分かったが、やはり地区長さんだけで物事を決めるというのは、ハレーションが起きやすい部分もある。正式な名称を町の建物だから決めていくという姿勢は重要だと思う中で、愛称を付けるのはやぶさかではないということも、地区長さんに教えていただくとよいと思う。だから何とか会館とか長いのは言いづらい。例えば生涯学習センターはラディアンという愛称がある。そのような形で百合が丘も3つ施設があるので、これから地域の人たちと考えながら、正式名称は町が持っているけれど、愛称はこういうふうにしておこうと決めるのは自由だと思う。ある意味運営は任されているわけなので、そのことを確認しておいた方がよいかと思い質問させていただく。

財務課長

今回の条例は委員長が言われる通り、条例上の名称、正式名称というところである。先ほどから申し上げている茶屋老人憩の家だが、地区の方は茶屋会館という、愛称か町に移譲する前の名称だと思われるが、その愛称を、親しみを持って使っているので、愛称を地域の中で決めていただくことについては、町としては全然問題ないと思っている。ただ看板等については町の公共施設なので、そこは会館という名称は付けさせていただきたいと考えている。

副委員長

議事進行を委員長にお戻しする。

議長

私も地域外を質問しようとしていて、渡辺副委員長の続きである。予約する側からすると、予約窓口の表し方というのはオンラインまでは統一できないが、予約する側から分かりやすい予約の仕方、表記の仕方、表し方というのはどうなのか。これも今までと同じということになるのか。

財務課長

基本的に今回の条例のお話もそうだが、条例を統一するだけで運用を変えろというものではないので、予約についてはこれまで通りという形になろうかと思う。あくまで地域集会施設なので、やはりその地域の方の活動がメインであることにおいても変更はない。

議長

多分、どんどん地域のものという意識が強まってくる。別に悪いことではないとは思いますが、そういうこともあるので、町民全体誰でも使えますよという広報の部分は、町の方でもやっていただければと思う。

委員長

それでは他に質問がないようなので、休憩にして傍聴議員の発言を

許可する。

休憩 10 時 8 分

(傍聴議員の質疑：一石、松崎、野地)

再開 10 時 19 分

< 討論 >

委員長

休憩前に引き続き、会議を再開する。それでは討論のある方はお願いします。

副委員長

私は議案第64号に対して賛成の立場で討論をする。この地域集会施設は実情に合わせて、それを反映するという事で理解をしている。ただ地域を超えての使用や地区に属さない団体の使用、そういったところもあるので、その辺はせばめないようにご留意をいただきたい。その方向で管理運営規則も制定していただきたいと思う。

< 採決 >

委員長

それでは議案第 64 号を採決する。議案第 64 号を原案の通り可決すべきものとする事に賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長

挙手全員である。よって議案第64号は可決すべきものと決した。

②二宮町印鑑条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 65 号）

委員長

二宮町印鑑条例の一部を改正する条例、町長提出議案第65号を議題とする。執行者からの補足説明があればどうぞ。

戸籍税務課長

補足説明資料の印鑑条例の一部を改正する条例の概要をご覧ください。電子署名法の改正により、個人番号カードに記録されている電子証明書を、スマートフォンに搭載することが可能になったことにより、スマートフォン用電子証明書でも、印鑑登録証明書をコンビニエンスストアの多機能端末機で発行できるようにするため、本条例に必要な改正を行うものである。下の表の改正前ということで、使用するものとしてはマイナンバーカードのみ、電子利用者証明の手段としては4桁の暗証番号のみだった。改正後には今までのマイナンバーカードに加え、電子証明書が搭載されたスマートフォンが加わって電子利用者証明の手段としては、4桁の暗証番号以外にも生体認証や、ロックの解除番号なども利用できるという見込みになっている。説明は以上である。

委員長

これより質疑を行う。

浜井

確認をお願いします。今までのいわゆるマイナンバーカードにプラスして、スマートフォンで証明書が出せるということだが、このスマートフォン利用

をできるというのは今現在でもできるのか、それともこの条例が通ってから何月何日からスタートとかがあるのか、あるならその日にちを教えてください。関連してその辺のコンビニ等の端末機で、最近では発行がもう進んでいるという話で、以前に誤発行云々の話も報道で出ていたが、最近そういった例が町内であるのかどうなのか、その点を確認させてほしい。

戸籍住民班長

スマートフォンの電子証明書の機能を使って、証明書を交付できるようになるのは、具体的には12月20日からだが、こちらは全国ではなく東京都内の店舗で会社も限られており、ローソンとファミリーマートだけである。年明けの1月22日から、全国のローソンとファミリーマートでできるようになるという予定になっている。それ以外の事業者については、まだ情報が出ていないので、順次発表されることになると思う。それと誤発行についてだが、二宮町についてはそのような事例はない。

大沼

今の使用開始時期という話があったが、スマートフォンと書かれているがスマートフォンだったら何でもできるのか。

戸籍住民班長

このスマホ電子証明書ができるのは、現在アンドロイドの携帯だけとなっている。iPhoneはまだ今のところできてない状態である。

大沼

今後町民の方々にこういう新しいサービスの広報等が行われていくと思うが、少し分かりにくいと思う。逆に、この町の方からアンドロイドだけと示すこともなかなか難しいのかという感じもする。そのあたりどんな形で利用者の方に広報していこうとか、混乱しないようにうまく整理をつけてお話できる、その説明の仕方というか、どんなふうにやっていくのかを教えてください。

戸籍税務課長

今までのコンビニ交付で、マイナンバーカードを利用するやり方については割と分かりやすく、J-LISのホームページに流れが載っている。町のホームページもそちらの方にリンクをさせていただき、見ていただく形をとっている。現在そのJ-LISのホームページにも、まだこのスマートフォンで使える流れがアップされていない。具体的にコンビニエンスストアでどういうふうな操作をするのかというのも、我々に情報が入ってきていない状態になっている。またきちんと情報が入ってくると思うので、まずはJ-LISのサイトを使えれば、そちらの方にリンクさせていただき、それでも足りなければ、町のホームページの方で補足させていただくという形で、町民の皆様に分かりやすくしていきたいと考えている。

副委員長

第1章に今回は印鑑登録証明書と書いてあるが、現実には今住民票の発行もされていますね。今回のスマートフォンで使える対象は印鑑登録証明に限るという理解でよいのか。これまではカードを使ってコンビニ発行しているわけだが、本人認証等でトラブルが起きている事例はないか。誤発行はないということだったが、本人認証のところと、それから実際の操作について指導されているのはコンビニの方なのか。あと、印鑑証明についてコンビニ交付を何通ぐらい見込んでいるのか。既にカード

を使つての発行ができるようになっていると理解しているが、そういうことであれば、固定費としての運営負担金と発行1件当たりの経費で変わらないのか。1件当たりの費用についても伺っておきたい。

戸籍住民班長

今回のコンビニのスマホ電子証明書の証明発行は、印鑑登録書だけではなくて住民票も取れるようになる。本人確認、本人認証というか、そこでのトラブルというのはないが、4桁の暗証番号がカードをかざした後に求められるので、そこで暗証番号が分からなくて、こちらに再設定にこられるお客様はいらっしゃるが、それがそのコンビニ交付によってということかどうかは、こちらの方では特に把握していない。

戸籍税務課長

コンビニ交付の通数の見込みと、あとは今後の1件当たりのコストについては、令和5年度の予算ではコンビニ交付については住民票も含めてなので3,000件を見込んでいる。ざっくりだが、その3,000件で全てにかかる費用を割り返すと、1通当たり800円のコストがかかるという計算になる。今後のコストなので、固定費としては運営負担金とかがあって、件数が増えても変わらないという形になるが、変動費としてはコンビニエンスストアへの手数料が1件当たりいくらということで変動する。変動する部分については上がっていくが、固定費があるので件数が増えてくれば、1件当たりのコストは下がってくると考えている。

副委員長

固定費についてはJ-LISの負担金ということだと思うが、これはスマホを導入しても変わらないということによろしいか。

戸籍住民班長

おっしゃる通りで変わらない。

羽根

いろいろ方法が便利になったりしていくが、この広報の仕方は広報にのみやだけなのか、もう少しいろいろ広報していった方が、利用が進むのではないかと思う。今後の広報の仕方について教えてほしい。

戸籍住民班長

ホームページや役場、ラディアンサービスコーナーは、今カードの交付なども行っているので、そちらの窓口でコンビニ交付のチラシは窓口において配布しているが、そういったことも検討しようかと考えている。

委員長

それでは他にないようなので、休憩にして傍聴議員の発言を許可する。

休憩 10 時 37 分

(傍聴議員の質疑：野地議員)

再開 10 時 39 分

< 討論 >

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。これより討論に入る。

副委員長

議案第65号については、反対の立場で討論をする。まず1点目には、マイナ保険証で混乱をしているところがあるが、まだマイナンバーカード

の利用に関して、不安が解消された状況ではないという点である。いまだに不安の多い、マイナンバーカードの利用拡大を進めるという点が1点。それからもう1点は費用の問題である。もう1つの箱物といえるような、そういう大きなシステムになっていて、この負担も非常に大きいものと認識をしている。そういう2点から改正、改定には賛成しかねるものである。

委員長

討論を終結する。それでは議案第65号を採決する。議案第65号を原案の通り可決すべきものとするに、賛成の委員の挙手を求める。

(挙手多数)

委員長

挙手多数である。よって議案第65号は可決すべきものと決した。

③二宮町税条例の一部を改正する条例（町長提出議案第66号）

委員長

二宮町税条例の一部を改正する条例、町長提出議案第66号を議題とする。執行者側から補足説明があればどうぞ。

戸籍税務課長

それでは、補足説明資料、二宮町税条例の一部を改正する条例の概要をご覧ください。1番、趣旨は地方税法の改正に伴い所要の改正を行うものである。2番、内容は大きく4つある。1つ目は(1)個人町民税の個人均等割の非課税規定の改正である。令和6年度課税分から30歳以上70歳未満の国外居住親族は、一定の要件を満たしているものを除き、扶養親族の範囲から除外されるため、町条例においても改正するものである。具体的な要件としてこの表にある、右側の大きな枠の中下の方で要件としては1つ目が、①番留学生、②番障がい者、③番年間で38万円以上の送金を受けている方となる。(2)森林環境税の賦課徴収の開始にかかる改正である。令和6年度から国税である森林環境税が1人につき1,000円新たに課税されることになり、その賦課徴収は町県民税の均等割とあわせて行うこととされたため、町条例における関連規定を改正するものである。裏面をご覧ください。令和5年度までと6年度からの均等割額の内訳である。令和5年度までは表の真ん中あたりに内訳があり、その東日本大震災特例加算分が町民税県民税合わせて、1,000円が平成26年度から加算されていたが、令和5年度をもって期間満了となる。令和6年度からは、太字の部分の森林環境税が課税されることになるので、1人当たりの年税額としては変更がない形となる。(3)固定資産税のわがまち特例に係る改正である。まずア新型コロナウイルス感染症に係る、先端設備等に係る規定についてだが、令和5年3月31日をもって特例適用期間が満了したことに伴い、法規定が削除されたので町条例においても削るものである。なお特例適用期間内に取得した、対象資産に係る当該特例措置については、従前の例によるものとなる。次にイ長寿命化に資する大規模修繕工事を行った、マンションに係る規定だが、マンションの管理の適正化の推進に関する法律に基づき、県により管理計画が認定されたマンションのうち、一定の要件を満たすものについて、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの間に、2

回目以降の大規模修繕工事が完了した場合に、固定資産税を減額する措置が創設された。従って町条例においても改正をするものである。なお現時点で町内に要件を満たすマンションがないので、そういうことから条例で定める割合としては、参酌基準である3分の1を採用している。最後の4つ目は上記改正に伴う附則項番の整理で、地方税法等の改正により引用条項が変更されたので、その整理を行うものである。

委員長

これより質疑を行う。

大沼

森林環境税だが、例えば二宮町で条例が通らずに否決された場合、この負担はどうなるのか。

課税班長

森林環境税の賦課徴収に関しては、条例委任事項ではなくて法律で賦課徴収を行うとされているので、課税徴収自体は上位法である、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律をもって、賦課徴収を行うことになる。

浜井

今の森林環境税の話になるが、今まで1,000円、東日本大震災の特例加算分ということで、令和5年まで加算されていた。令和6年からはこれがなくなり、また1,000円が出るという個人負担としては変わらないということだが、この今までの東日本大震災の特例加算分というのは町500円、県500円ということである。町、県に入る部分が国税として国の方になってしまうから、町では500円マイナスですよという理解でよいか。

課税班長

浜井委員のおっしゃった通りである。町の方に加算されていた500円分というのがなくなるので、単純計算すると、500円×納税義務者数の令和5年度ベースで換算すると、1万4,400名×500円で720万円が町税として減収になるような扱いになる。ただ森林環境税自体は国に納めた後、森林環境譲与税という形で全国の都道府県、各市町村に譲与されるので、全額が減収という扱いになるものではない。私有林人工林面積、林業就業者数及び、人口の割合に応じた譲与金という基準によって譲与額が変わるので、町から納付した森林環境税が全額譲与されるというものでもない。ですから先ほど申し上げた通り、個人の均等割の分が減収というのが大きく影響するものと考えている。

浜井

結果として収支はどれぐらい町としては変わるのか。その辺の金額の想定はあるか。

課税班長

町民税の均等割の減収を先ほど申し上げた720万円程度と見込んでいるが、森林環境譲与税がいくらというものを、戸籍税務課の方で数字を把握していない。いくら減収になるというのは現状見込んでいるものはないが、令和5年度予算で森林環境譲与税の金額が確か300万円弱だったと思うので、その分400万円程度が減収になる可能性があると考えている。

浜井

1番目の個人町民税の個人均等割の非課税規定の改正ということで、

留学生、障がい者、年間38万円以上の送金受領者、この変更によって町の税収に対する影響というのはどれぐらいの影響があるのか。

課税班長

個人の均等割の非課税規定、今回対象が限定される形になるので影響がもしあるとしたら、増収に向くような影響だとは考えているが、国外居住親族のうち、30歳以上70歳未満で留学生、障がい者、年間38万円以上の送金を受けている方を扶養に取っている方が、どの程度いるのかという明確な数字を現状把握することが困難である。ただ今年度の9月時点で、その可能性がある方が概ね40名程度いることは調べたので、多くても40名で、その全てが30歳以上70歳未満の扶養親族を、国外で扶養しているかどうかまで把握ができないので、おそらくもう少し少なくなるのではないかと考えている。

副委員長

1つ目は今の続きで、この控除対象親族を除くということになると、これは課税対象が増えるということで理解してよいのか。ややこしいので確認をさせていただく。次に森林環境税についてである。今日説明を受けた資料の中で県民税の1,300円というのがあるが、この中の300円というのは神奈川県では、水源環境保全税が含まれているという理解でよいのか。3点目だが、この固定資産税の課税特例に該当する物件というのは二宮町にあるのか。また一定の要件とあるが、どういう要件を定めていたのか、教えていただきたいと思う。

課税班長

まず対象が増えるかどうかだが、先ほどお伝えした現状で40名程度いると考えられるが、全ての対象が国外居住親族で30才以上70歳未満であるかどうかまでは判断ができないので、増えたとしてもそう影響はないものと考えている。次に水源環境保全税の関係だが、補足説明資料の裏面で県民税1,300円、通常地方税法で定められている県民税の税率は1,000円になる。水源環境税に関しては令和8年度まで、現状を継続して課税することになっているので、1,000円プラス300円、水源環境税が含まれた形で5,300円となっている。対象物件について先ほど課長の方からの説明があったが、現状減額の対象となるマンションというのではない。一定の要件というのが、まず築後20年以上経過している10戸以上のマンション。2点目過去に1回以上、長寿命化の工事を適切に実施しているもの。神奈川県による管理計画の認定を受けているものとなっている。

副委員長

扶養親族から、ここにくくっておられるところを外していくということだが、なぜこういう変更するのか知りたいのでお願いします。

課税班長

こちら国の税金である所得税の方も令和5年分、次の2月から開始される確定申告においても、同じような改正がされことに伴って地方税法も同じ要件で、国外居住親族に関しては条件が厳しくなったことによって、町条例においても改正しているものである。

委員長

それでは質疑を終え、休憩にして傍聴議員の発言を許可する。

休憩 10 時 55 分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 10 時 55 分

＜討論＞

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。討論のある方はどうぞ。

大沼

私としては国税というのは、抜本的な税制改革が必要だと思っているところである。国の方でしっかりとした努力がされないところで押し付け的に決定して、徴収というふうになっている。こういう課税の仕方では、町民の民意の理解は得られないと感じている。本会議まで考えたいと思うが、この委員会では反対とさせていただきます。

委員長

暫時休憩とする。

休憩 10時56分

再開 10時57分

委員長

休憩前に引き続き会議を再開する。討論のある方はどうぞ。

副委員長

私は議案第66号に反対の立場で討論をする。まず1点目だが扶養親族の範囲を狭めるということで、内容を見ても特段これを外していく必要性があるのだろうかと感じる。それから森林環境税についてだが、県民税の均等割で300円。それからすでに所得割でも含まれているから県自身も880円は、この水源環境税をもう払っているわけです。前回も私は県税の森林環境税、水源環境保全税これについては反対をしている。そういうわけで表面上は額が変わらないが、本来国が進める業務である環境整備について、県が払っている二重取りになるような仕組みなので、私は反対をしたいと思う。

委員長

これをもって討論を終結する。それでは議案第66号を採決する。議案第66号を原案の通り可決すべきものとするに、賛成の委員の挙手を求める。

(挙手同数)

委員長

挙手同数である。採決の結果、可否同数である。よって二宮町議会委員会条例第15条の規定により、委員長において本案に対する可否を採決する。本案について委員長は可決すべきものと採決する。よって議案第66号は可決すべきものと決した。

④二宮町児童遊園地条例の一部を改正する条例（町長提出議案第 68 号）

委員長

次に二宮町児童遊園地条例の一部を改正する条例、町長提出議案

第68号を議題とする。執行者側から補足説明があればどうぞ。

都市整備課長

二宮町児童遊園地条例の一部を改正する条例について、資料に基づき補足説明をさせていただきます。二宮町では昭和40年代から昭和50年代にかけて、大規模な宅地開発が進んだことにより、数多くの公園が設置されてきた。しかし地域によって公園の整備状況に差異が生じていることや、利用者の年齢やライフスタイルをはじめとする社会情勢が大きく変化し、公園に求められる機能に変化してきた。そこで二宮町では、地域ニーズに即した公園のあり方と公園機能の再配置について検討を行い、町内にある73箇所、都市公園が17箇所、児童遊園地が41箇所、子どもの広場15箇所の公園について、機能分担や相互の位置付けを確認しつつ、今後の町民の余暇活動などの需要への影響に配慮しながら、次の世代の負担軽減に向けた適切な配置と、運営の方策を示すことを目的として、平成30年3月に二宮町公園統廃合計画を策定した。この公園統廃合計画では、公会堂などの施設と併設している公園は、施設と一体的に管理することに変更し、利用の少ない公園は遊具を取り除き広場へ変更すること、遊具を充実させる公園、ボール遊びのできる公園など特色のある公園にしていくものである。今回用途を変更し、条例の改正が必要となっている公園については、二宮町児童遊園地条例の児童遊園地のみとなっており、下記はその一覧となっている。1ページ目の資料一覧表をご覧ください。今回の条例改正に伴い用途が変わる公園について、網掛けをしている。1ページ目の5番目の緑が丘第4遊園地、続いて2ページ目をご覧ください。23番の富士見が丘三丁目第3遊園地。24番の富士見が丘三丁目第4遊園地及び25番の富士見が丘三丁目第5遊園地の4つの公園、こちらについては遊具を設置せず、多目的な広場として管理していく。1ページ目に戻っていただく。続いて1ページ目の7番目こぼと遊園地、2ページ目の16番元町北については、今後緑地として管理する。同じく2ページ目29番の越地第2遊園地については、今後緑道として管理していく。この条例については令和6年4月1日から施行する。なお公園統廃合計画にあたっては、公園の利用状況等を確認した上で、地域や公園利用者の意見を反映したものとなっている。ただいま説明させていただいた各児童遊園地の公園については、別途位置図を添付させていただいたので、合わせてご覧いただければと思う。

委員長

これより質疑に入る。

浜井

1点目だが今回7箇所が選定されていると思うが、なぜこの7箇所になったのかその経緯を教えてください。それぞれ公園、遊園地等設置されている地区にはどのような説明をして、変更をきちんと理解をしていただき、了承していただいているのかどうか。特に富士見三丁目に至っては3箇所まとめて変更があるということで、その辺の理由を聞かせてほしい。

公園緑地班長

今回7箇所ということだが、この統廃合計画で当初、73公園あったところを縮小させるという計画で、統廃合計画の方針として、都市公園はそのまま17箇所、児童遊園地は28箇所にするという計画となっている。令和2年度にも条例を改正させていただいて児童遊園地を減らしたが、今回そ

の残っている残りの7箇所について、条例改正をして条例の方から廃止するということになっている。地区への説明だが、遊具を撤去する前にその地区の地区長にご連絡させていただいて、回覧を回してもらおうのと、事前にお話をさせていただいてから、遊具の撤去をさせていただいている。その際に待つて欲しいというお話とかはなかったもので、そのまま廃止となっている。

都市整備課長

今の説明に補足をさせていただく。公園統廃合計画で廃止ないし利用の用途変更する経緯については、まず利用者や近隣の方々からアンケートをとらせていただいて、用途廃止をしていくという方針があった。今回の富士見が丘まとまって3箇所減少させるということについても、利用頻度が少ないということもあって児童遊園地から外すということだが、富士見が丘については周辺に石合公園だとか富士見が丘三丁目第1遊園地など比較的大きな公園が存続しているので、こういったところで遊んでいたきたいということがある。地域への説明ということだが、そういったアンケートないしご意見をいただいている中で工事や遊具の撤去など、地区長さんを通じて地域で説明をさせていただいた中で遊具を撤去して、今回の配置ということになった。先ほどの説明の中で一部、もともと遊具が設置されていない公園というのがあり、案内図4ページの富士見が丘三丁目の第4遊園地は、もともとベンチしかなかった。それと5ページの29番越地の第2遊園地、こちらもベンチのみということなので、児童遊園地とはいうものの、用途的には今回の条例を廃止しても変わりはないようなところもある。

浜井

これは地区でも了承してもらっている、理解してもらったという判断と理解してよろしいか。それと広場と緑地、その違い。管理とかどのように今後、広場や緑地、緑道になった部分の費用を含めて、どのような維持管理を今後継続していくのか。全く手がかからないのか。その辺を教えてほしい。緑地とか広場はどのような状態のものを表すのか。何もなただの空き地はどういう状態になるのか。

都市整備課長

今回廃止することによって何が軽減されるか、維持管理がどう変わるかということだが、先ほどご説明をさせていただいた中で、遊具を撤去したということで、毎年遊具の安全点検というのをやっていた。これは子どもたちが安全に遊べるかどうかというところで行っていたが、そういった負担の軽減には繋がっている。ただ管理ということでは、我々が管理していく用地には変わらないので、舗装もされてない、いわゆる広場のような形状なので草刈という部分については、今後も継続的にやっていくようになっている。管理形態だが、広場や緑道については、既にベンチも設置されているところもあるので、今後は広場にしても遊具は設置せずに、ベンチだけは置いて休息できる中には東屋があったりするところもあるが、遊具を設置して遊べる公園ではない。いわゆる原っぱのような形での管理形態である。

大沼

経費がというようなお話だったが、確かに遊具の点検もしくは更新、そういうものではお金がかかってくるかと思うが、どのくらいの金額が削減され

るものなのか教えていただきたい。それと緑地、緑道に変更されるということだが、緑地、緑道の求められる機能ということ求めて、緑地として整備を今後されていくのか。あともう1つは先ほどもアンケートによって、ある程度絞り込んできたというお話があった。あとその近隣に大きな公園もあるということも言うておられた。前回の統廃合計画の中のアンケートでは、富士見が丘三丁目の第4公園に関しては、中位ぐらいのかなり利用したい人が多いと。廃止反対だという声が多数あったはずである。そのことについて改めて確認等は取られているのか。このことについてお聞きする。

都市整備課長

金額の部分での軽減ということだが、以前もこういったようなご質問をいただいているが、実際我々の方としては具体的にいくら軽減できるかということは、算定はしていない。この公園統廃合計画というのは、名前だけで聞けば管理軽減に繋がる名称というようなところをイメージされるところが強いと思うが、この公園統廃合計画については、町内の公園の配置バランスというところと、特色のある公園づくりというところが目的として策定されている。この中でも具体的に年間いくら軽減できるかということではなくて、遊具は撤去したものの、草刈業務といったところがメインになっているので、大きな金額の減少というところには繋がらないのではないかと考えている。2点目の緑道、緑地の整備だが、こちらは具体的に今後新たに整備するというよりも、既存の施設のまま維持管理や修繕がメインで、例えばベンチの補修といったものがメインとなってくると考えている。3点目のアンケートの結果に基づいてという中で、残してもらいたいというご意見があったというところは、公園統廃合計画について、この遊具の撤去にあたって、第4はそもそも遊具がない。何かなくなるというわけではなくて、現状の形を維持、保全するような形になってくるので、他の2公園に関しても撤去する時には地区長さんを通じて相談した中で撤去させていただく。いきなりなくなるという声は確かにいただいているところもあるが、この公園統廃合計画を地域の方に改めて説明をし、ご理解いただき、この計画に基づいて整備をさせていただいている。

大沼

公費を使って管理していく。計画もそうだが、形態を変更していく中では、やはり具体的な数字とかを示していただきたい。例えば議員の方から、なぜあそこはこうなったのかと言われた時に、説明がつかないということになってしまうので、そのあたりは担当として、日頃から考えていかなければいけないことなのかと思う。緑道、緑地に関しても特に定義はないということだが、その中にもある程度コンセプトを置かないと、どういうものが緑地で、ある町民の方が利用して、何か得られるのかということも分からないというところもあるので、そういうところで定義が必要になってくると思う。先ほどのアンケートの結果に関しては、町の方で出している統廃合計画等の中にきちんと出ている。町民の声はアンケートの時点ですべて取っているので、しっかりと確認をされていく必要があると思う。先ほども形態が特に変わらないということだったが、私の方でも今回確認させてもらった中で、穴が空いて座れないようなベンチがこの該当する公園の中にもある。そういう中でこれから緑地にするのだと。さっき定義を持たないという話の中では、どういう整備するのかということも定まっていなくていいと思う。古くなっているベンチとかをきちんと回収し、雑草が伸びてしまっているような状態

ではなく、町民の方が足を踏み入れられるような形にできるのかどうか。整備していくつもりがあるのか。そのあたりのところを教えてください。

都市整備課長

ベンチについては確かにご指摘の通り、腐食がある天然木を使っているベンチがあるので、我々もこちらの児童遊園地だけではなくて、他の都市公園、既存の公園そのまま残るものを現在優先して修繕をさせていただいている。今回用途が変わるということについても、緊急性、老朽度が激しいところから順番に修繕はさせていただいているので、今後も引き続き現地の状況を確認しつつ、補修等はさせていただきたいと考えている。

委員長

緑地と緑道に求められる機能というのは答えているか。定義について答えていないと思う。

都市整備課長

定義で捉えられるかどうかだが、まず緑地については、いわゆる憩の場というか広場的な要素といったところを、求めた形で位置付けさせていただいている。緑道については道路上に一般のいわゆる道路と類似したような形で、先ほどの越地の遊園地については、そもそも通過できる道路の一部に、ベンチを置いて児童遊園地としていたところがあるので、機能としては通過交通ができるもの、例えば緑が丘の地区でいえば、人しか通れない階段でスロープのようなもので、緑道として植樹帯を設けて維持管理をしている。そういったものが緑道に当たる。

小林

富士見が丘の3つの遊園地のことだが、第3にはすべり台があって第5には大きな遊具があったと思うが、あれは撤去されて廃止だったのか。撤去され、それ自体はもう使わないということなのか。

都市整備課長

もともとついていた遊具、撤去したものについて再利用等はないので、老朽度から、昭和の時代に付けられたものもあるので、再利用はしない。また再設置ということもない。

小林

もう1点、他にもそうだと思うが、この3箇所に関しては石で立派な名称が書いてあるが、あれも撤去か。

都市整備課長

こちらについても条例上は廃止されるので撤去する方針である。

羽根

1点だけ定義のところ分からない。緑道は分かった。広場と緑地の違いがどうなのか分からない。これをそのように定めているわけだが、それは町の方で広場なら広場にするというのを決めて、例えば町民の方々、近隣の方々にそういうご理解をいただいているのか。そこまで必要なのか分からないが、そこら辺を教えてください。

都市部長

定義はこれという決まりが法律上あるわけではないが、簡単に言うと広場は人が入って、先ほどベンチがあると言ったが、人が入って憩える場所。一方で緑地はすでに高木が植わっていたりして、低木が並んでいたりと、例えば地図でいうと、2ページ目のこぼと遊園地は小田厚の騒音の緩

衝地帯になっている。そういったところは緑地として見た方が今後管理しやすい。3ページ目元町北遊園地なども同じように、元々ゲートボール場だったが、それを廃止して遊園地として残っていたが、遊園地といっても遊具がない。こういう場所も緑広場としては利用がないので、緑地として管理したいというのと、この中には下水道が入っており、町として持っているということもあり、こういう状況になっている。一般的に広場、緑地等を、町が土地を手放さないのは防災上、一定の空地が必要だというのが大きい。そういうことがあるので、そのまま残していくと考えている。

副委員長 1点だけ確認させていただきたい。これは計画に基づいての提案だと思うが、すでにもう計画に基づいて撤去とか、進んでいるという理解でいいか。

公園緑地班長 公園統廃合計画の目標の縮減率2割に達成している。

副委員長 現況としても撤去されているものは撤去されているのか。

公園緑地班長 終わっている。

善波 1点だけお聞きする。33番の押切遊園地についてだが、あそこは遊具も置いてあって、潮風にあって大分傷みも激しいし、利用している人も少ないから、あそこそ広場になぜしないのかと思っている。できない経緯が何かあるのかどうか確認したい。

都市整備課長 今のご質問だが、押切地区は遊べる広場的なものが、ここだけということと、あとはアンケート結果、それからこちらについては町の土地ではないということですね。国の土地を使用していて、児童遊園地として今利用できている状況なので、そういった部分で残すという方針に決まっている。

委員長 他にないようなので休憩にして傍聴議員の発言を許可する。

休憩 11時40分

(傍聴議員の質疑：野地議員)

再開 11時42分

< 討論 >

委員長 休憩前に引き続き会議を再開する。これより討論に入る。

大沼 議案第68号に賛成の立場で討論する。廃止ではなく用途を変更するにあたって、地域の方へ周知が必要である。公金を使い整備をするものでもあり、公共物としての性格からもそれぞれの機能を定義し、設置しているもの設置すべきものの管理と、十分な機能を発揮できるようにしっかりと管理を求めて、賛成とさせていただく。

委員長 これをもって討論を終結する。それでは議案第68号を採決する。議案第68号を原案の通り可決すべきものとするに、賛成の委員の挙手を

求める。

(挙手全員)

委員長 挙手全員である。よって、議案第68号は可決すべきものと決した。

⑤二宮町火災予防条例の一部を改正する条例(町長提出議案第70号)

委員長 二宮町火災予防条例の一部を改正する条例、町長提出議案第70号を議題とする。執行者側から補足説明があればどうぞ。

消防課長 現行の条例における蓄電池設備の規制は、主に開放型の鉛蓄電池を想定した規定であり、固体燃料を使用する炭火焼き器等は厳しい規制が運用され、壁等からの離隔距離を大きく確保する必要がある。このようなことをふまえ総務省消防庁において、蓄電池設備のリスクに応じた防火安全対策に関することや、固体燃料を用いた厨房設備の離隔距離に関する検討会が行われた結果、関係省令の一部改正に伴い、全国統一的な基準に改めるものである。現在、二宮町では蓄電池設備の届け出は3件である。内訳は全てが携帯電話、無線通信基地局設置に伴う届け出である。一方一般住宅における届け出だが、住宅用太陽光発電システムが普及しているが、電気使用量からみても、今まで同様に一般住宅の蓄電池設備の届け出は見込んでいない。従って一般家庭への影響はないと考えている。補足説明は以上である。

委員長 これより質疑を行う。

浜井 専門用語で聞き慣れず、使い慣れないような文言が多いので非常に分かりにくい部分はあるが、今の説明で、蓄電池云々は、一般家庭向けはあまり影響がないということだが、後ろの方で、厨房設備という説明もあった。この厨房設備の方に関して、一般家庭への影響があるものなのか。あればどういうものなのか教えてほしい。

予防班長 厨房設備だが、主に業務用の厨房設備として移動できないように定置使用されるもので、耐火レンガ、モルタル等で作られた燃焼室部分を金属のフレームで覆う等の構造をしているもので、木炭を燃料として食材を加熱調理するものを指している。そのため一般家庭への影響はまずないということになる。

浜井 そうすると、これは一般的な飲食店、レストラン等々の営業しているところには適用される内容という理解でよろしいか。

予防班長 一般的にそういう設備があれば適用となるが、現在二宮町での厨房設備での届け出はない。

大沼 今の蓄電池設備、二宮町内にそういう施設というか、これに該当する

設備があるのか。そこの部分で蓄電池、一部では問題化されていて、電池から汚染物質みたいなものが出てしまうというケースがあるが、それをPCBと言ったのか汚染物質のリスクに関してのところは、どのように捉えられているものなのか。あと火を使用する設備というところの部分で、形状とか聞いているとピザ窯みたいなものとかが該当してくるとイメージとして感じた。もう少し具体的にどんなものなのか説明していただきたい。

予防班長

厨房設備だがどの程度のものが該当するのかということなのだが、火災予防条例では当該厨房設備の入力、火の大きさが同一厨房室内に設ける、他の厨房設備の入力の合計が350kwh(キロワットアワー)以上の厨房設備と規定されている。また今回規定されるのが、固体燃料、薪とか練炭とか、コークスとか、そういったものを利用したものの離隔距離を新たに定めたものである。離隔距離は壁等の機器との間を離す離隔距離を定めたものなので、ピザ窯とかそういったものに関しては、今回の離隔距離とは別のものとなっている。あと蓄電池設備のことだが、危険物、汚染物質、そちらに関して私どもの方としては特に把握はできていない。

副委員長

それでは3点確認させていただく。まず第13条3項の3、ここに新たに加えられる部分が「消防長(消防署長)」となっている。通常消防長だけでよいのではないかと思うが、あえて消防署長まで含めているのは何か特段の理由があるのか、それを確認させてほしい。kwhに変えたということだが、このAh・セル(アンペアアワー・セル)をkwhに変えることで、実質的な内容というか、その電力強度については変わったか。先ほどから固体燃料の話になっているが、なぜこれを加えることになったのか、それを確認させていただく。

予防班長

まず初めに消防長(消防署長)と併記されている理由だが、消防本部が設置されていない場合、神奈川県では清川村等が該当するが、その場合消防署長が権限を行使できるように併記しているものとなる。続いて、Ah・セルからkwhに変更したという経緯だが、制定当初Ah・セルとしていた理由が、鉛型の蓄電池を主に基準としているもので、こちらは充電すると水素ガスが出ていて、元々使っているものが希硫酸というもので、電気的な出火の危険があったことが制定当初の理由となっているが、いろいろな国際規格であるとか、国の検討会等々でもkwh電力を貯める大きさ、そちらの方が火災要因になることが強いということがあり、Ah・セルから、kwhに区分を変更する。そちらが標準であろうということで今回条例の改正に至った。固体燃料が今回の形になるが、条例改正に至った理由は今まで厨房設備については、離隔距離が現行では厨房設備の中には、気体燃料と上記に分類されないものという区分しかなかったが、固体燃料を新たに国の方で試験方法が確立してきたということで、新たにその試験を実施して離隔距離をしっかりと定めたということで、この条例に反映されたということになる。

副委員長

2点目は補足資料見たら、2倍にすれば大体換算できるのですね。A

h・セルからkwhに換算すると約2倍ということで分かった。炭火焼き器については基準の確定する方法がなかったのができるようになったという、そういう背景で理解した。

委員長 他にあるか。

(「なし」との声あり)

委員長 なければ、休憩にして、傍聴議員の発言を許可する。

休憩 11 時 58 分

(傍聴議員の質疑：松崎議員)

再開 12 時 1 分

< 討論 >

なし

< 採決 >

委員長

それでは議案第70号を採決する。議案第70号を原案の通り可決すべきものとするに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

委員長

挙手全員である。よって、議案第70号は可決すべきものと決した。これをもって本委員会に付託された案件の審査を終了する。

閉会12時1分